

防衛大学校長
防衛医科大学校長 殿
各幕僚長

事務次官

自衛隊法第100条の2の規定に基づく教育訓練を受けるため学生隊舎等に入居する隊員以外の者に係る維持費等の取扱いについて（通達）

自衛隊法第100条の2の規定に基づき教育訓練を受ける隊員以外の者が学生隊舎等に入居する場合、同法施行令第126条の7第2項に定める宿舍費のほかに維持費を徴収することとなり、その額は下記のとおり定められたので、遺漏のないよう実施されたい。

なお、「教育訓練の委託を受けて学生隊舎等に入居する者の取扱いについて（通達）」（防人教第1635号（56. 3. 31））は、廃止する。

記

- 1 維持費の額は、「幹部隊舎に希望入居する者の取扱いについて（長発経施第1494号（35. 11. 10））」の記第4項第2号に定める維持費の額と同額とする。
- 2 宿舍費の徴収が免除される者については、維持費の徴収を免除するものとする。
- 3 宿舍費及び維持費については、1か月未満の場合は日割計算を行うものとする（算出された額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。